

(可決)

原油価格高騰に対する対策を求める意見書

現在の原油価格の上昇により、農林水産業や運送業など各産業においては、操業資金の増大や商品・サービスの原価が上昇するなど影響が出ている。

また、北国である本県においては、これから寒い冬を迎えるにあたり県民の生活において暖房と移動の手段として自動車が必要であり、原油価格の上昇はそのまま灯油代とガソリン代の価格上昇につながり、県民にとっては大きな負担を強いられている。

国は、小売価格を抑えるためにレギュラーガソリン1リットル当たりの価格が170円を超えた場合に、石油元売会社に対して5円を上限に補助金を出す方針を打ち出すとともに、備蓄している原油を放出するとしているが、既に灯油代やガソリン代が高い状況は長期化しており、県民の家計や県内中小企業の経営に大きな影響を及ぼしている。

よって、国においては、原油価格の高騰が続いている状況を踏まえ、県民が安心して生活できるとともに、事業者が安定した経営が可能となるよう、さらなる対策を講ずることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月6日

青 森 県 議 会

(第308回定例会・発議第1号・田中順造外41名提出)

(否決)

命と生活と事業を守るために原油価格高騰への対処を

求める意見書

昨春からの新型コロナウイルス感染症の影響により、国民の生命、生活、事業活動は窮地に立たされました。感染者数が減少傾向にある今でも、その痛みは抱えたままです。そうした中で現在、原油価格が高騰し、ガソリンや灯油、重油、軽油などの燃料価格の大幅な値上がりにより、国民生活や産業に対し、さらなる打撃を与えています。

ガソリンや灯油価格の高騰は、地方での移動の足となっている自動車を利用する家計への直接的な痛手となることは言うまでもありません。さらに暖房利用等、燃料の利用機会が増える冬季を迎えるにあたり、国民生活にさらなる影響を及ぼすことが危惧されます。

また、トラック、タクシー、定期船、ハウス栽培といった運送業や交通産業、農林漁業、クリーニング業など多くの業種で、燃料代の高騰、石油関連製品の値上げによる仕入れ価格の高騰により、収益が圧迫され、国内産業も打撃を受けることとなります。

よって、原油価格高騰の影響を最小限に抑え、目の前にある危機から命と生活と事業を守るため、残余の予備費の使用や補正予算の編成により、下記の措置について緊急に講ずることを強く求めます。

記

1. ガソリンや灯油価格等の高騰によってさらに厳しい環境に置かれる方々に対して、ガソリン・灯油の購入費等への助成を講ずること。また、寒冷地をはじめとして、冬季の燃料需要の急増が見込まれる地域に対して十分な支援を行うこと。
2. 現下のコロナ禍の厳しい経済状況に鑑み、事業者に対し、レギュラーガソリン 160 円/ℓ超相当分について緊急に支援を行うこと。また、他の油種についても同様の支援措置を講ずること。
3. 上記の施策と併せて、旧暫定税率分（例：ガソリンの場合、約 25 円/ℓ）の価格を下げる「トリガー条項」について、復興財源への影響に配慮しつつ、凍結解除・発動を検討すること。
4. 原油価格の安定化を実現するため、既に行っている国際交渉の強化をはじめ、あらゆる対策を講ずること。

以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 6 日

青 森 県 議 会

(第 308 回定例会・発議第 2 号・田名部定男外 8 名提出)

(否決)

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたい、1985年に国連で採択された女性差別撤廃条約は、1999年、その実効性をより強化するために「調査制度」と「個人通報制度」を定めた選択議定書が採択された。その締約国は今年2月時点で114カ国にのぼっているが、日本はいまだに批准していない。

国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が日本政府に対して行った2009年の総括所見のなかでは、女性差別是正の取り組みを勧告するとともに、選択議定書の批准の検討を求めている。国の「第4次男女共同参画基本計画」（2015年12月）では、同議定書の早期締結について真剣に検討を進めるとしており、参議院においては早期批准を求める請願が繰り返し採択されている。

選択議定書が批准されることにより、同条約に定められた権利侵害について、女性差別撤廃委員会に対して個人または集団が直接通報することができるようになる。また同委員会は、通報についての調査や審議を行い、必要に応じて該当する締約国に対して勧告や見解の提出を求めることができるようになる。

世界のなかで著しくジェンダーギャップ指数が低く、その打開が急務となっているわが国において、「調査制度」と「個人通報制度」を定めた選択議定書の批准は不可欠である。女性差別撤廃条約が実効性を発揮し、多様な性、多様な生き方が守られる社会を実現するために、日本政府が女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を行うように求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月6日

青 森 県 議 会

(第308回定例会・発議第3号・田名部定男外8名提出)

(否決)

気候危機打開のため、石炭火力からの撤退を 求める意見書

世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題となっており、気候危機とよぶべき非常事態が起こっている。国連の国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は「人間の影響が温暖化させてきたことにはもはや疑う余地はない」（2021年8月の報告書）としており、気候危機打開のためにあらゆる手立てをつくすことが求められている。

10月31日から11月13日までイギリス・グラスゴーで開催されていた第26回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）は、世界の気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑える努力を追求することで合意した。また各国の温室効果ガス排出目標を、必要に応じて見直し、強化することを求めた。そして、石炭火力発電からの撤退が焦点となった。

議長国の英国が2030年～40年に石炭火力を廃止するとした声明には、40を超える国・地域が賛同するなど大きな国際潮流となったが、日本政府はこの声明に参加せず、首相演説で石炭火力発電の延命を表明するなど、石炭火力に固執する姿勢を示した。国際的責務を果たさず、気候危機打開という人類的課題に背を向ける態度である。

この姿勢をあらため、世界各国と足並みをそろえて気候危機打開に本腰を入れて挑戦するため、次のことを求める。

記

1. 石炭火力の新增設のための建設と計画を中止し、海外への輸出を凍結すること
2. 既設の石炭火力発電所は、2030年までに段階的に廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月6日

青 森 県 議 会

(第308回定例会・発議第4号・安藤晴美外3名提出)

(可決)

米軍三沢基地所属F-16戦闘機による燃料タンク投棄事案の再発防止と、無断での飛行再開に抗議する決議

令和3年11月30日午後6時頃、米軍三沢基地所属F-16戦闘機は、訓練に向かう途中に機体トラブルが発生し、深浦町の居住区域並びに同町の山林に、円筒状で長さ4.5m、直径1m、重さ210Kgにも及ぶ燃料タンクを2つ投棄、その後同機は青森空港に緊急着陸するという事案が発生した。

当初、米軍の説明は、飛行中に油圧低下の警告音が鳴り、このままでは飛行が困難になると判断したため、機体を軽くするために米軍マニュアルに従い、地上の状態を確認した後、岩木山近くの「非居住地域」に燃料タンクを投棄したと説明している。

しかしながら、燃料タンクが投棄された1つ目の場所は深浦町役場付近で「居住区域」であることや、2つ目の場所については山林ではあるが、その近くに農家が入り出している場所や学校が近いなど、実際に発見した場所から判断すると、どのように安全を確認して投棄を行ったのか疑問を呈さざるを得ない。さらには、燃料タンクの重量と体積を踏まえると一歩間違えば住民の命に係わる極めて重大な事案であり、到底容認できるものではない。

防衛省は米軍に対して、安全が確認されるまで国内での飛行を見合わせるよう要請していたにもかかわらず、2日には本県や三沢市に全く説明の無いまま今回と同じ燃料タンクを搭載したF-16戦闘機の飛行を再開した。これは、これまで長年築き上げてきた米軍に対する信頼を裏切り県民の感情を逆なでする行為であり、厳重に抗議する。

また、平成30年2月に同F-16戦闘機による燃料タンクを投棄した事案が発生した際も、安全管理の徹底や再発防止に万全を期すよう強く要請したにも関わらず、このような事態を招いたことは前回の教訓が全く活かされておらず極めて遺憾である。

よって、本議会として、県民の生命・財産の安全確保を守る立場から、米軍三沢基地及び国に対して、米軍三沢基地所属の航空機について、原因究明や機体の点検・整備、隊員の教育・訓練を徹底し、今後県民の安全・安心を脅かす重大事故が二度と繰り返されることのないよう強く求めるとともに、米軍が説明責任を早期に果たし、国が安全を確認して飛行の再開を了承するまで、県内においてF-16戦闘機の飛行を中止することを強く要望する。

以上、決議する。

令和3年12月9日

青 森 県 議 会

(第308回定例会・発議第5号・田中順造外45名提出)